

品川区区民葬儀補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日区長決定 要綱第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別区区民葬儀実施要領2(1)に規定する区民葬儀(以下「区民葬儀」という。)を利用し、かつ次条に規定する指定火葬場(以下「指定火葬場」という。)を利用した区民の経済的負担軽減を図るため、品川区区民葬儀補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定火葬場)

第2条 指定火葬場の名称および位置は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、令和8年4月1日以降に指定火葬場で、死亡日において品川区の住民基本台帳に登録されていた死亡者の火葬を執り行い、他の公的制度の適用を受けている料金を除く、最も低廉な火葬料金(以下「基準火葬料金」という。)を負担した者とする。ただし、死亡者が死亡日において特別区の区域外に住所を有していた場合であっても、当該費用を負担した者が火葬を執り行った日において品川区の住民基本台帳に登録されている場合は、当該者を補助対象者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、特別区での平均的な火葬料金相当額と区民葬儀火葬料金相当額との差額から千円未満を切り捨てた額とし、1件につき死亡者が7歳以上の大人の場合は27,000円、満6歳以下の小人の場合は15,000円を限度とする。ただし、基準火葬料金と区民葬儀火葬料金相当額との差額から千円未満を切り捨てた額が助成限度額に達しない場合はその額を助成額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、火葬を執り行った日の翌日から起算して2年以内に、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。

- (1) 品川区区民葬儀補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)
- (2) 区民葬儀取扱指定店(特別区区民葬儀実施要領5(4)の規定による指定を受けた葬儀店をいう。)が発行した葬儀代金の領収書(区民葬儀を利用したことが分かるもの)および請求書(利用した区民葬儀の種別がわかるもの)
- (3) 指定火葬場が発行した火葬料の領収書(宛名が申請者「火葬を執り行っ

た者」となっているものに限る。)

(4) 第1項の規定により申請を行った者(以下「申請者」という。)の本人確認書類

(5) 申請者名義の振込金融機関名および口座番号等が分かるもの

2 前項各号に掲げる書類の提出は、原則として区長が指定する窓口、郵送および電子申請により行うこととする。

3 申請者は、同項の申請に当たり、申請に係る死亡者が品川区の住民基本台帳に記録されていたことを確認できる書類を提出するものとし、申請者が第3条ただし書の規定に該当する場合は、死亡者が死亡日において特別区の区域外に住所を有していたことおよび火葬を執り行った者が品川区の住民基本台帳に記録されていることを確認できる書類を提出するものとする。ただし、書類の内容について公簿等によりこれらを確認することができると区長が認めるときは、この限りでない。

(代理による申請および受領)

第6条 申請者の代理人として第5条の規定により補助金の交付申請をする者は、第5条第1項に掲げる書類に委任状(第2号様式)および代理人の本人確認書類を添えて区長に提出するものとする。

2 申請者の代理人として補助金を受領しようとする者は、第5条第1項第1号から第4号までに掲げる書類、委任状(第2号様式)、代理人の本人確認書類および代理人名義の金融機関および口座番号が分かる書類を添えて区長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定により申請書を受理した場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、品川区区民葬儀補助金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前条の規定により申請書を受理した場合において、その内容を審査し、補助金を交付しないと決定したときは、品川区区民葬儀補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 区長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して補助金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助

金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告および調査)

第10条 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者または区民葬儀を取り扱った事業者および指定火葬場に対し報告を求め、または調査することができる。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、特別区の区民葬儀担当部長により協議のうえ、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

名称	位置
町屋斎場	荒川区町屋一丁目23番4号
落合斎場	新宿区上落合三丁目34番12号
代々幡斎場	渋谷区西原二丁目42番1号
四ツ木斎場	葛飾区白鳥二丁目9番1号
桐ヶ谷斎場	品川区西五反田五丁目32番20号
堀ノ内斎場	杉並区梅里一丁目2番27号